

# 「どうなる日本の相続」「ハワイ不動産の相続、売却の税金」

講師：税理士法人アーク&パートナーズ

税理士 内藤 克 (naito katsumi)

日時： 2019.11.6.wed 14:00~16:00 (予定)

場所：プリンスワイキキ

参加費：20ドル

主催：ハワイに住む

## 【日本は今】

- ・相次ぐ銀行の不祥事で冷えこむ不動産市場
- ・タワーマンション空き家が始まった
- ・40年ぶりの相続法（民法）改正で遺言時代が始まる
- ・なぜ2020年からハワイのホテルコンドが売られ始まるのか
- ・民泊新法によりはじまる雑所得課税（ホテルコンドは大丈夫か？）

## 【最近のハワイ税務相談】

- ・売却時の税金はハワイと日本でいくらかかるの
- ・売却時の手取りを計算はこうする
- ・change1031の有利不利
- ・償却後の中古不動産をどうする？
- ・ホテルコンド、バケレン、長期賃貸の税務の扱い
- ・耐用年数はどう改正されるのか？
- ・ハワイ不動産の生前贈与のやり方
- ・「ハワイの財産は日本の相続の対象とならない判決」の意味

## 【ハワイ居住者のための実家の相続】

- ・相続対策の基本3原則
- ・ハワイに移住しても納税義務者になるのか
- ・日本では厳しい夫婦間課税
- ・日本の財産なんかいない場合（放棄かゼロ取得か）
- ・親に遺言を書いてもらう方法
- ・兄弟争いのもととなる「遺留分」とは？
- ・相続税の税務調査はどう行われるか？